

## 学校施設の目的外使用について

和洋女子大学特任教授 しばない やすし 柴内 靖



県内のある中学校では、7月の日曜日に、保護者や地域の方を対象にした学校参観日を設定していた。その内容は、授業参観並びに各学年の文化発表を予定し、各学年では、4月から生徒たちの企画による文化発表の取組を始めていた。ところが、5月になって開催予定となっていた日曜日に、特定団体に体育館等を貸し出す仮予約が入っていることが判明した。更に、翌週は公職選挙法に基づく投票所として使われることとなっており参観日の移動は難しい状況であった。

「生徒たちのこれまでの努力や準備してきた経緯から何とかならないか」という担当教員からの申し出を受け、管理職は、企画会議を招集し協議した。その結果、特定団体の仮予約を取り消すこととし、当該団体にはその旨を説明して理解していただき、学校参観日を予定どおり実施することとした。

### 【関係法令】

#### 学校施設の確保に関する政令第3条

学校施設は、学校が学校教育の目的に使用する場合を除く外、使用してはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りではない。

- 一 法律又は法律に基く命令の規定に基づいて使用する場合
  - 二 管理者又は学校の長の同意を得て使用する場合
- 2 管理者又は学校の長は、前項第二号の同意を与えるには、他の法令の規定に従わなければならない。

**学校教育法第137条** 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

### ワンポイントレッスン

公立学校の施設は、公の財産であり、「学校施設の確保に関する政令」によって、原則として学校教育を行う目的以外での使用は禁止されている。しかしながら、同第3条に、例外規定が設けられており、他の法律等によって学校の本来の目的以外に使用される場合がある。

#### 1 学校教育法第137条

学校教育法第137条には、「学校教育上支障のない限り、(中略)社会教育その他公共のために、利用させることができる。」とされている。これは公の財産の有効活用の観点から、学校施設を地域の方々に開放することを想定して設けられている。

#### 2 社会教育法第44条

社会教育法第44条には、「学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。」と、努力義務規定が定められている。

#### 3 スポーツ基本法第13条

スポーツ基本法第13条には、「国立学校及び公立学校(中略)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。」と、

努力義務規定が定められている。

#### 4 その他個別の法律に基づくもの

公職選挙法に基づく、投票所、開票所、立会演説などの使用や、災害救助法や水防法などに基づく非常災害時の学校使用などがある。

各学校では、1から4の法律等に基づき、学校施設の学校教育以外の使用を許可している。

学校施設の活用の現状としては、体育館等を各種選挙の投票所として活用する場合や、社会教育の振興のため、「学校開放事業」として、地域住民に対して生涯学習の観点から余裕教室や特別教室を開放している。

また、そのほか「学校体育施設開放事業」として、地域住民のスポーツ活動の場所として、学校施設(グラウンド・体育館・プール等)を地域住民に開放し、スポーツの普及・振興を図るために活用されている例が多い。

更に、「放課後子ども教室」や「放課後児童健全育成事業(学童保育)」等でも活用されている。

#### 5 本ケースから考えること

本ケースでは、前年度3月末に施設利用の申請を仮許可していたことが新年度に引き継がれていないという問題があったが、学校教育法や社会教育法に示されているとおり、「学校教育上支障がないと認める限り」という点で、仮予約を取り消す判断は正しく、更に、当該団体に対してきちんと理解してもらえよう丁寧な説明を行ったことも推察される。

公立学校の施設は、学校教育を行う場所であることが第一であるが、公の財産である以上、目的以外での使用についても、学校は利用に供するよう努めなければならない。

#### 6 学校施設の使用許可判断について

一般的に公立学校施設の目的外使用の許諾については、管理者(教育委員会)にその裁量権がある。目的外使用と裁量権について、裁判所の判決の一つを挙げてみると、平成18年に、学校施設を職員団体の教育研究集會に

使用することを管理者(教育委員会)が右翼団体等の来襲等により学校や地域に混乱が生じ、児童生徒の教育上悪影響を与え、学校教育に支障をきたすとの理由で不許可処分にしたことについて、最高裁判所は、不許可処分の合理性を否定している。(最高裁第3小法廷判決平成18年2月7日)

その判決には同時に、「学校施設は、(中略)本来学校教育の目的に使用すべきものとして設置され、それ以外の目的に使用することを基本的に制限されていることからすれば、学校施設の目的外使用を許可するか否かは、原則として、管理者の裁量にゆだねられていると解するのが相当である。すなわち、学校教育上支障があれば使用を許可することができないことは明らかであるが、そのような支障がないからといって当然に許可しなくてはならないものではなく、行政財産である学校施設の目的及び用途と目的外使用の目的、態様等との関係に配慮した合理的な裁量判断により使用許可をしないこともできるものである。」と示されている。

実際には、目的外使用の許可権限は、管理規則等により校長に委任したり、校長の同意を必要としていたりする場合が多い。

そこで、使用許可の判断には、①学校の教育活動に支障がないか②営利目的ではないか③教育上好ましくない団体に関係していないか④宗教上の団体ではないか⑤活動内容や場所として問題がないか等を慎重に調べ、丁寧に対処していくことが求められる。

今日の社会的要請から、今後も学校施設の活用推進が予想されるが、年度末恒例の事務処理として学校施設の使用申請を安易に扱ってはいけない。許諾にあたっては、目的や使用の必然性、許可あるいは許可しないことによる弊害や影響等も勘案し、慎重に合理的な裁量判断をすることが求められるということ踏まえておくことが大切である。